

令和 5 年 8 月 2 5 日

鳴門市セミセルフレジ導入業務公募型プロポーザルに係る質問に対する回答について

先般ご質問のありました件について、下記のとおり回答いたします。

記

【問】 キャッシュレス指定納付受託業務について

令和 5 年度のキャッシュレスにおける指定納付受託業務は発生しないということでしょうか？

それとも数ヶ月限定で指定納付受託業務を別途契約するというのでしょうか？

(答) キャッシュレスについては令和 6 年度からの運用開始としているため、令和 5 年度の指定納付受託業務は発生しません。

以上